

第4編 行政運営計画

基本目標 住民の満足度の高い
魅力的なまちづくりを行う

基本目標

住民の満足度の高い魅力的なまちづくりを行う

運営目標 1 住民との協働による信頼と連携の地域経営を確立する

施策目標 1 住民との信頼関係を強化する

現況と課題

地方分権が進展する中、住民自治を基本として、住民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

協働のまちづくりを進めていくためには、住民と行政との信頼関係を構築することが大切です。

本町では、情報公開及び個人情報保護制度に係る各規定を策定し、行政の法令遵守、個人情報保護を基本として、多様な媒体を活用した情報公開を行い、情報の共有に努めています。

また、住民ニーズを的確に把握するため、平成 15（2003）年度、熊野町における広報広聴実施要領を策定し、年間 130 件程度寄せられる住民の意見・提案については、逐次、ホームページや役場の掲示板を通じて回答しています。

今後とも、こうした機会を通じて、住民意見を的確に把握し、きめ細かく対応していくとともに、住民からの意見・苦情・対応などの全庁的な情報共有など、住民の声を行政サービスの向上につなげていくための仕組みをより充実していくことが必要です。

施策の方針

- 1 個人情報の保護を原則として、多様な媒体によるわかりやすい情報の公開・発信を進め、説明責任の徹底を図ります。
- 2 住民懇談会の開催など多様な手段、機会により住民意見の把握に努め、これらを職員で共有し、施策やサービス向上の反映につなげます。

具体的施策

1 行政情報をわかりやすく公開・発信する

（1）情報発信の充実

- 情報公開制度の適切な運営や説明責任に基づいた積極的な行政情報の提供に努めます。
- 広報、ホームページなど、多様な手段を活用した情報提供の充実を図ります。
- 障害者に配慮した情報の提供など、住民にわかりやすい情報の提供に努めます。
- 出前講座を開催し、対話を伴う情報の提供に努めます。

(2) 個人情報の保護

○個人情報保護制度の規定に基づいて、適切な個人情報の保護・管理に努めます。

2 住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する

(1) 広聴の充実

○インターネット・郵便・FAXなどによる意見・提案の募集、住民意識調査の実施、住民懇談会など多様な手段を用いた住民意識の把握に努めます。

(2) 住民意見の的確な対応

○住民の意見・要望について、庁舎内での情報の共有に努めるとともに、迅速な対応を図ります。

主な取り組み



- ◆ ホームページの充実
- ◆ 住民意識の把握

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010)年度	平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度
町ホームページへのアクセス数	795,000 件	800,000 件	810,000 件



施策目標 2 住民との協働のまちづくりを進める

現況と課題

住民との協働のまちづくりを進めていくため、本町では、平成 20（2008）年度に地域づくりリーダー育成研修への参加支援を行い、平成 21（2009）年度からは、「熊野町まちづくり協働推進事業」を開始しました。

本事業は、公益活動団体等が自主的に取り組む公益的で非営利な活動に対し、その事業に要する経費の全部又は一部を助成するもので、「協働のまちづくり部門」と「提案事業支援部門」があります。

平成 21（2009）年度、定住交流推進懇談会が実施した「筆の街散策」イベントは、多くの住民の参加と行政の支援によって成功裏に実施されるなど、本町での住民と行政との協働のまちづくりが進められています。

こうした活動を契機として、今後、協働のまちづくりを推進していくためには、恒常的な仕組みづくりや活動拠点づくり、職員の参加など地域協働を推進するための環境整備を進めていくことが必要です。

また、審議会や委員会への住民の参加の拡充、パブリックコメント^{※1}の実施など、まちづくり計画へ住民がより参画できるよう、その仕組みや運営を見直していくことが必要です。

さらに、実践的な協働のまちづくりを進めていくために、今後、団体・大学等と連携し、専門的知識・技術の導入を進めることによって、住民のまちづくり活動の充実を支援していくことを検討していくことも必要です。

施策の方針

- 1 協働のまちづくりの推進体制の確立、地域協働事業や活動団体の支援などを通じて、地域協働の仕組みを確立し、住民の主体的なまちづくり活動を促進します。
- 2 政策形成過程や事業実施にあたって、住民が参画する機会の拡充を図り、住民と行政との適正な役割分担によるまちづくりを推進します。

※1 パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行う際、その案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等が意見や情報を提出する機会を設け、行

政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続き。

具体的施策

1 地域協働の仕組みをつくる

(1) 地域協働の推進

- 14 地域から構成される住民自治組織を基本単位として、地域協働を推進します。
- 14 地域を単位とする住民自らが検討する地域のまちづくり計画の策定を検討するとともに、必要に応じてその取り組みを支援します。
- 熊野町まちづくり協働推進事業を継続し、住民の積極的な取り組みを促進するとともに、必要な支援を行います。

(2) 地域協働の支援

- 地域協働を促進していくため、地域リーダーやコーディネーター^{※1}の育成に努めます。
- ワークショップ^{※2}など地域協働の機会の拡充を図ります。
- 行政・各種団体・企業などの連携を強化し、人材情報のネットワークの形成など地域協働支援体制の確立を図ります。
- NPO 法人の設立や運営を支援します。

2 まちづくりへの参画機会を拡充する

(1) 政策形成過程への住民参画の推進

- 審議会、懇話会等における委員一般公募、女性委員の登用など、政策の企画段階から住民が参画できる機会の拡充を図ります。
- パブリックコメント制度を導入し、計画への住民意見の反映に努めます。

(2) 住民参画による事業の推進

- 公園、歩道等の身近な施設の整備、生活交通計画などについては、ワークショップなど、住民が主体的に事業実現に係わることでできる手法の導入を検討します。
- 文化・スポーツ・レクリエーション事業、イベントなどにおける住民の積極的な参画を促進します。

主な取り組み



- ◆ 熊野町まちづくり協働推進事業の推進
- ◆ ワークショップの開催

※1 地域リーダーやコーディネーター：地域で行われる様々な活動について、住民の先頭に立って主導したり、調整する人。

※2 ワークショップ：様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
まちづくり活動団体数	10 団体	14 団体	28 団体

運営目標 2 持続的なまちづくりを支える行政運営を確立する

施策目標 1 自主性・自立性の高い財政運営を行う

現況と課題

本町の平成 21（2009）年度の決算において、歳入は約 78 億円、歳出は約 75 億円で黒字でした。

歳入に占める自主財源^{※1}の比率は 44.3%で、広島県内町平均 35.0%に比べると高くなっています。

また、歳出に占める義務的経費^{※2}比率は 36.8%で、広島県内町平均 42.8%に比べるとやや低く、柔軟性がみられます。

目的別歳出は、民生費の 29.8%、総務費の 16.9%、土木費の 15.5%、教育費の 10.8%が上位を占め、広島県内町平均と比べると、民生費の割合が高くなっています。

財政力指数^{※3}は 0.62 で、広島県内町平均 0.54 に比べると高く、また、経常収支比率^{※4}は 94.9%で、広島県内町平均 92.8%に比べやや高く、財政構造は硬直化している状況にあるといえます。

地方債現在高は、平成 21（2009）年度末約 65 億円、町民 1 人当たりでは約 26 万円で、広島県内町平均約 62 万円の 4 割の水準と少なく、積立基金は約 24 億円、町民 1 人当たりでは約 10 万円で、広島県内町平均約 12 万円とほぼ同程度となっています。

このように、本町の財政は相対的には健全であるといえますが、国の財政の危機に伴い、地方交付税の減少や、団塊世代の退職などに伴う町税収入の減少などが予想されます。

今後は、徹底したムダの排除による歳出削減や選択と集中による効率的な財政運営、新たな歳入の確保などを検討し、より一層財政の健全化に努めていくことが必要です。

施策の方針

- 1 収納対策の強化を図るとともに、人口の流入、企業誘致などの地域の活性化を促進し、課税客体の拡充を図るなど、歳入の確保に努めます。
- 2 経常的経費の見直しによる歳出の削減、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、必要なサービスを提供するよう、財政の健全運営に努めます。

※1 自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当する。

※2 義務的経費：国や地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費・扶助費・公債費から成る。

※3 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過

去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。

※4 経常収支比率：市町村税や普通交付税など自由に使える一般財源のうち、人件費や福祉にかかる扶助費、借金返済に充てる公債費など義務的性格の経費が占める割合。自治体が独自のインフラ整備などに自由に投資する余裕がどれだけあるかを示し、目安として 70～80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされる。

具体的施策

1 歳入を安定的・持続的に確保する

(1) 収納対策の強化

○自主財源の安定的確保を図るため、口座振替の推進、財産調査の徹底、滞納処分の実施等収納対策を強化します。

(2) 課税客体の拡充

○土地の評価方法を市街地宅地評価法（路線価方式）※¹に変更することにより、適正な評価の実施に努めます。

○企業の誘致、起業の促進など新たな課税客体の拡充に向けて地域経済振興対策の強化を図ります。

(3) 未利用地等の売却

○町が保有する用地のうち、将来にわたって不要と考えられる土地・施設などを売却します。

2 財政を健全に運営する

(1) 財政健全化に向けた取り組み

○財政構造の弾力化に努め政策的経費に振り向ける一般財源の確保に努めます。また、全額地方交付税措置のある臨時財政対策債などを除く実質的な起債残高の抑制を図ります。

(2) 財政管理の効率化

○財務会計・起債管理システム等を活用し、効率的な財政管理を図ります。

(3) 歳出の削減

○補助金等事務事業の見直し、民間委託等を推進し、経費の節減・合理化を推進します。

○適切な職員数により人件費の抑制に努めます。

○指定管理者制度の導入や民間委託により経費の節減を図るとともに、民間のノウハウを生かした公共施設の効率的な運営管理を推進します。

(4) 財源の重点的・効率的な配分

○実施計画に基づいて、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めるとともに、バランスシート※²の導入を進めます。

○コスト意識に基づいた事業の実施や投資効果、費用対効果に配慮した事業の導入・運営に努めます。

※1 市街地宅地評価法（路線価方式）：各道路に価格を付設し、その価格から各宅地の評価額を決定する方法。

※2 バランスシート：貸借対照表のこと。財務状況を明らかにするために作成される表で、資産と負債、資本を記入して両者を対照させるもの。

(5) 地方公営企業等の経営健全化

○上水道・下水道など地方公営企業の健全経営に努めます。

主な取り組み



- ◆ 収納体制の強化
- ◆ 健全財政の維持

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町税徴収率	95.23%	95.50%	96.00%
経常収支比率	94.9%	92.5% 以下	90.0% 以下
実質的な町民一人あたりの 地方債残高	16 万円	15 万円	14 万円

施策目標 2 社会の変化に対応できる行政運営を行う

現況と課題

本町は、平成 13（2001）年、現庁舎を建設し、本町行政の拠点、防災センターとしての機能を発揮しています。

現在の行政体制は 4 部 12 課を基本として、別に会計課、教育委員会・議会・農業委員会・選挙管理委員会・監査委員事務局及び企業会計の水道課が設置されており、平成 22（2010）年 4 月 1 日現在の職員数（特別職含む）は 158 人です。

平成の大合併が行われる中、本町は合併を選択せず、現在に至っています。時代が大きく変化し、見通しも不確定な中で、単独町制を堅持する基礎自治体として、行政経営能力を向上していくことが重要となっています。

本町は、平成 13（2001）年度に「第 3 次行政改革大綱」を策定し、これまでに、戸籍電算システム、文書保存システム（ファイリングシステム）などの新たな行政管理システムの確立、指定管理者制度の導入などを行い、行政運営と住民サービスに一定の成果をあげています。

しかし、行政経営システムの確立、組織力の強化に向けた職員の人材育成など、持続的な発展を見通した経営的な視点からの取り組みはこれからの課題で、今後とも継続的に行政改革に取り組んでいくことが必要です。

また、地方分権がより一層進展することが予想され、地方分権の理念に基づいた執行体制の整備や職員の意識変化に取り組んでいくことが必要です。

本町は、ごみ処理、消防等各業務分野において広域的な取り組みを実施しています。

今後とも、住民の利便性の向上や行財政の効率化を図るよう、広域的な連携事業を推進していくことが必要です。

施策の方針

- 1 効率的な組織体制のもと、成果重視の行政経営システムの導入や電子自治体、民間活力の導入を推進し、柔軟で機動的な執行体制の整備による迅速で質の高いサービスを提供します。
- 2 職員のモチベーションを高め、住民とともにまちづくりに取り組む意欲ある職員の育成を進め、基礎自治体としての政策形成能力の向上を図ります。
- 3 周辺市町と連携した効率的な広域事業の推進、国・県との連携強化など、広域的な連携を推進します。

具体的施策

1 柔軟で機動的な執行体制を確立する

(1) 計画行政の推進

- 「第3次熊野町行政改革大綱」の見直しを行い、本計画をもって計画的な施策の推進、適正な進行管理を図ります。

(2) 効率的な組織体制の確立

- 意思決定や事務執行の迅速化・効率化に向けて、簡素・合理的な組織体制の確立を図るとともに、組織間の連携、総合調整能力などの強化に努めます。
- 地方分権や多様な住民ニーズに対応し、事務事業や執行体制の柔軟な見直しを図ります。

(3) 行政経営システムの推進

- マネジメントサイクル^{※1}に基づいた効率的・効果的な成果を重視した行政経営の実現に努めます。

(4) 情報化による行政サービスの充実

- 庁内LANの整備を生かし、事務の簡素・効率化、情報の効率的かつ適正な管理など、セキュリティ対策の強化を図りつつ、行政の情報化を推進します。
- 電子申請入札、施設の予約など、情報化に対応した新たなサービスの導入を検討します。

2 モチベーション^{※2}が高く、力量のある職員を養成する

(1) 職員の適正配置

- 職員個々の能力・適性や事務事業の性格に応じた職員の適正配置を図ります。
- 職員の能力に応じた積極的な人材登用に努めます。

(2) 人材の育成

- 人材育成基本方針に基づいて、地方分権に柔軟に対応できる職員の育成を図ります。
- 国・県等の各種職員研修への参加を充実し、職員の政策形成能力、調整能力、専門性などの向上に努めます。
- 組織の目的や価値観の共有を促進し、仕事に対するモチベーションを高めていくよう、職員間のコミュニケーションの活性化を促進します。

※1 マネジメントサイクル：目標を達成するために、計画→実施→評価→改善を繰り返す過程。

※2 モチベーション：人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きを意味し、「動機づけ」「やる気」とも呼ばれる。

3 広域的な連携を推進する

(1) 広域事業の推進

○広島都市圏の一員として周辺市町との連携を強化し、広域連携による一体的な発展を推進します。

○住民の利便性の向上を図り、事業の効率化を進めていくため、環境など多様な分野における広域事業の円滑な運営に努めるとともに、新たな広域事業の実施について検討します。

(2) 国・県との連携強化

○国・県との連携を強化し、町勢発展のために必要とされる国・県の事業実施や、町が実施する事業の支援を国・県に要請します。

主な取り組み



- ◆ 「行政改革実施計画」の策定
- ◆ 第2次定員適正化計画の見直し

まちづくり指標



指 標	現況値	目 標 値	
	平成 22(2010) 年度	平成 27(2015) 年度	平成 32(2020) 年度
町ホームページによる各種 申請書様式の取得可能件数	66 件	80 件	100 件